

(商標法の一部改正に伴う経過措置)
 第五條 第四條の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。第二條第一項、第三條第一項及び第四條第一項(第十八号に係る部分に限る。))の規定は、この法律の施行後にする商標登録出願について適用し、この法律の施行前にした商標登録出願については、なお従前の例による。
 2 この法律の施行前にした商標登録出願に係る商標登録料については、登録異議の申立て又は無効の理由については、新商標法第三條第一項及び第四條第一項(第十八号に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法律の施行後の商標登録出願に係るものを含む。)に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしてきた者は、継続してその商品又は役務についてその商標(新商標法第五條第二項第一号、第三号又は第四号に掲げるものに限る。以下第五項までにおいて同じ。)の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行つてゐる範囲内においても、その商品又は役務についてその商標の使用を有する権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
 4 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

5 第三項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
 6 第四項の規定は、前項の場合に準用する。
 7 第三項から前項までの規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。
 8 新商標法第五條第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる商標に係る商標登録を受けようとする者が、新商標法第九條第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日(以下この項において「出品等の日」という。))が、この法律の施行前であるときは、この法律の施行の日を出品等の日とみなす。

9 新商標法第九條第三項の規定は、この法律の施行前に第四條の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。))第九條第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかつた場合については、適用しない。
 10 新商標法第十三條第一項において準用する新特許法第四十三條第六項(新商標法第十三條第一項において読み替へて準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行前に旧商標法第十三條第一項において読み替へて準用する旧特許法第四十三條第二項(旧商標法第十三條第一項において読み替へて準用する旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する期間内に旧商標法第十三條第一項において読み替へて準用する旧特許法第四十三條第二項に規定する書類の提出がなかつた場合については、適用しない。

11 新商標法第四十一條第四項(新商標法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行前に旧商標法第四十一條第一項又は第四十一條の二第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかつた場合については、適用しない。
 12 新商標法第四十二條第三項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第四十二條第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。
 13 新商標法第六十五條の八第四項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十五條の八第一項又は第二項に規定する期間内に登録料の納付がなかつた場合については、適用しない。

14 新商標法第六十五條の十第三項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十五條の十第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

15 新商標法第六十八條の九第二項の規定は、この法律の施行後にする標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三條の三に規定する領域指定であつて日本国を指定するもの(以下この項において「日本国を指定する領域指定」という。))について適用し、この法律の施行前にした日本国を指定する領域指定については、なお従前の例による。
 16 この法律の施行前に効力が生じた旧商標法第六十八條の九第一項の規定により読み替へて適用する旧商標法第六十八條第二項の規定により設定の登録を受けた商標権の信託による変更については、新商標法第六十八條の二十六第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新商標法第六十八條の三十二第六項(新商標法第六十八條の三十三第二項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十八條の三十二第二項第一号(旧商標法第六十八條の三十三第二項において読み替へて準用する場合を含む。))に規定する期間内に旧商標法第六十八條の三十三第二項又は第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願がなかつた場合については、適用しない。
 18 新商標法第七十六條第九項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第七十六條第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第六條 第五條の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。))第七條の規定は、この法律の施行後にする国際出願について適用し、この法律の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十四條の規定は、この法律の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。
 3 新国際出願法第十八條第二項の規定は、この法律の施行後にする国際出願及び国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。
 4 新国際出願法第十八條第三項において準用する新特許法第九十五條第十三項の規定は、この法律の施行前に第五條の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八條第五項において準用する旧特許法第九十五條第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行前に生じた事実に基づく弁理士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)
 第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第九條 附則第二条から前条まで及び附則第十九條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
 第十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第六條の規定による改正後の弁理士法(以下この条において「新弁理士法」という。))の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(登録免許税法の一部改正)
 第十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第十五号中、「含む」を「含み、国際登録簿への登録を除く」に改める。
 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。
 第十二條第一項第二号中、「意匠法第六十一條第一項」の下に、「同法第六十條の十九において読み替へて適用する場合を含む。」を加へ、同条第三項中、「第二項」の下に、「これらの規定を」を加へる。